

令和6年 第2回沼田町議会臨時会 会議録

令和 6年 5月 2日 (木)
午後 4時30分 開 会

1. 出席議員

議 長	10番	小 峯	聡	議員	1番	畑 地	誉	議員
	2番	篠 原	暁	議員	3番	鶉 野	範 之	議員
	4番	久 保	元 宏	議員	5番	三 浦	実 希	議員
	6番	伊 藤	淳	議員	7番	長 野	時 敏	議員
	8番	大 沼	恒 雄	議員	9番	上 野	敏 夫	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 横 山 茂 君
教育長 三 浦 剛 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原 秀 史 君	総務財政課長	村 中 博 隆 君
産業創出課長	小 玉 好 紀 君	農業推進課長	前 田 昌 清 君
住民生活課長	嶋 田 英 樹 君	建設課長	瀧 本 周 三 君
保健福祉課長	按 田 義 輝 君	和風園園長	安 念 昌 典 君
旭寿園園長	荒 川 幸 太 君		

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 赤 井 圭 二 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 神 薺 太 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 亀 谷 良 宏 君 書 記 高 橋 愁 人 君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名 会期の決定
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第37号	令和6年度沼田町一般会計補正予算について
議案第38号	沼田町特定保全公共下水道沼田浄化センターの建設工事委託に関する協定について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）只今から令和6年第2回沼田町議会臨時会を開会します。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会 議 録 署 名 議 員 の 指 名)

○議長（小峯聡議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、伊藤議員、7番、長野議員を指名いたします。

(会 期 の 決 定)

○議長（小峯聡議長）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第3、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（嶋田英樹住民生活課長）はい。

○議長（小峯聡議長）住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹住民生活課長）承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和6年5月2日提出。町長名でございます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。令和6年3月21日提出。町長名でございます。町税条例の一部を改正する条例。町税条例（昭和29年条例第10号）の一部を次のように改正する。条文の朗読を省略しまして、主な改正内容について説明をいたします。本専決処分につきましては、本年1月1日に発生した能登半島沖地震による、災害で住宅や家財等の資産について、損失が生じた時は、令和6年度分の個人住民税（令和5年分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることが出来る特例を設けるものであります。以上、提案理

由の説明といたします。承認のほど、宜しく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。承認第2号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第4、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（嶋田英樹住民生活課長）はい。

○議長（小峯聡議長）住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹住民生活課長）承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。令和6年5月2日提出。町長名でございます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。令和6年3月31日提出。町長名でございます。町税条例の一部を改正する条例。町税条例（昭和29年条例第10号）の一部を次のように改正する。条文の朗読を省略し、提案理由の説明をいたします。本改正については、令和6年3月31日付で地方税法が改正され、それに伴って町税条例の改正が必要になったものであります。改正の内容は主なものとしまして、災害減免にあって、申請が無くても職権で減免が出来る規定を加えたことや、令和6年度の税制改正によりまして、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において、定額減税がなされることになりました。その改正について専決処分いたしましたので、承認のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。承認第3号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第5、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（嶋田英樹住民生活課長）はい。

○議長（小峯聡議長）住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹住民生活課長）承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。令和6年5月2日提出。町長名でございます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。令和6年3月31日提出。町長名でございます。沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。沼田町国民健康保険税条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。条文の朗読を省略し、提案理由の説明をいたします。本条例改正は国民健康保険法施行例の一部を改正する政令が交付され、令和6年4月1日付で施行されたことから条例改正が必要となったものでございます。改正の内容として、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税標準額をこれまでは22万円だったものを24万円に引き上げ、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずるべき金額をこれまでは29万円のものを29万5千円に引き上げる。2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を53万5千円から54万5千円に引

き上げるものであります。以上、提案理由の説明と致します。承認のほど、よろしく
お願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませ
んか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入
ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。承認第4号につ
いて採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり可
決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第6、議案第37号、令和6年度沼田町一般会計補正予算
についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい。

○議長（小峯聡議長）総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）議案第37号、令和6年度沼田町一般会計
補正予算について、令和6年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令
和6年5月2日提出。町長名でございます。会議資料の3番、令和6年度沼田町一般
会計補正予算（第1号）2ページをお開き下さい。令和6年度沼田町一般会計補正予
算（第1号）令和6年度沼田町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるとこ
ろによる。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14
9万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億3,149万6
千円と定める。2項省略させていただきます。令和6年5月2日提出。町長名でご
ざいます。8ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。2款総務費、1
項3目0A管理費、12節委託料、個人住民税関連システム改修業務委託料149万
6千円を補正計上するものですが、令和6年度税制改正により実施される定額減税
に対応するため関連するシステムの改修が必要なことから改修費用を補正計上して
おります。財源は、すべて国費にて賄われ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付

金を補正額と同額で計上しております。1 ページ戻りまして7 ページへお戻りください。歳入です。16 款国庫支出金、2 項1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費、補助金149 万6 千円の補正計上は、歳出でご説明致しましたシステム改修費用の財源として歳入するものです。以上、申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、宜しく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第37 号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第37 号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第7、議案第38 号、沼田町特定保全公共下水道沼田浄化センターの建設工事委託に関する協定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。

○議長（小峯聡議長）住民生活課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第38 号、沼田町特定環境保全公共下水道沼田浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について。下記のとおり建設工事委託に関する協定を締結するため、地方自治法第96 条第1 項第5 号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2 条の規定によって、議会の議決を求める。記、1 協定の目的、沼田町特定環境保全公共下水道沼田浄化センターの建設工事委託に関する協定。2 協定の方法、随意契約。3 協定金額、1 億460 万円。4 協定の相手方、東京都文京区湯島二丁目31 番27 号日本下水道事業団理事長黒田憲司。5 工事場所、沼田町字沼田。6 着手及び完成予定、協定締結日から令和7 年3 月31 日まで。令和6 年5 月2 日提出。町長名でございます。本協定の概

要について、ご説明申し上げます。今回、協定により建設工事を委託する沼田浄化センターは、平成2年度に供用を開始し、設置から33年を経過し経年劣化が進んでいることから、令和2年度に策定した沼田町ストックマネジメント計画に基づき、令和5年度から本格的に電気設備に関連する更新を進めております。令和6年度の今回の協定におきましては、このうち自家発電設備を格納する発電機棟の新築と既存電気室内の非常電源設備の撤去及びこれに関連する工事を行うもので、社会資本整備総合交付金を活用し、実施するものであります。主な内容は、自家発電設備を格納する発電機棟に係る基礎工などの新築工事のほか、既存電気室から非常用発電機を撤去し、新たな電気設備等を搬入するなど。既存電気室の壁や建具の撤去から復旧までを行うものでございます。なお、今回の協定は、随意契約により実施し、建設工事の発注から精算報告までの事務すべてを、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号における専門知識を有しており、地方公共団体への技術的支援を主たる業務とし、下水道計画の策定や終末処理場の建設、改築等の業務を一括して代行可能な唯一の機関である日本下水道事業団に依頼するものであります。日本下水道事業団に対しましては、これまでも沼田浄化センターの建設工事、非常電源設備、今回の協定に関連する工事の実施設計等に加え、令和5年度から令和6年度までの2ヶ年工事等に関連する協定を締結いたしております。これらの実績からも現場や設備の状況を十分に把握しており、スムーズな施工が見込まれることから、沼田町財務規則第120条第2項第5号に基づき随意契約とするものです。以上、沼田町特定環境保全公共下水道沼田浄化センターの建設工事委託に関する協定の概要説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第38号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

(閉 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。これにて、令和6年第2回沼田町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後 4時46分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 小岸 聡

署名議員 伊藤 淳

署名議員 長野 時敏